

健康・医療WG資料

(薬局における薬剤師不在時の一般用
医薬品の取扱いの見直しについて)

厚生労働省医薬・生活衛生局

平成27年11月9日

「薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し」 に関する厚生労働省の考え方について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)第2条において、「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所のことをいうとされている。薬局開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所も含まれる。

薬局は、医療提供施設として位置付けられており、薬局開設者には、調剤業務等に対応できるよう、薬剤師の配置などの体制を整えることが求められる。

参照条文

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
第2条

12 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所(その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。)をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く。